

令和4年度トルクレンチ導入助成事業要領

令和4年4月1日
公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、トルクレンチの導入を促進することによってタイヤ交換時や日時点検時のナット締め最適化を図り、車輪脱落事故を防止することを目的とする。

2 助成対象者

公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の会員（以下「会員」という。）で、入会后6カ月以上経過し、会費の未納が無いもの。

3 助成の対象となるトルクレンチ

令和4年4月1日から令和5年2月28日までの間に導入されたトルクレンチ(中古品を除く。)

4 助成件数

1会員当たり県内に有する本社、支店及び営業所数の合計数まで

5 助成金額

購入費用（消費税等は除く。）の2分の1の額（千円未満切捨て）とし、1基当たり70,000円を上限とする。

6 申請期間

令和4年4月1日から令和5年2月28日。
ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

7 予算額 3,500,000円

8 助成金の申請手続

- (1) 別紙の「トルクレンチ導入助成事業実施報告書（助成金申請書）」に添付書類を添えて協会宛てに郵便又は持参により提出する。
- (2) 2基以上のトルクレンチを申請する場合は、本社又は主管支店でまとめて提出する。

9 助成金の返還

- (1) 協会は、次のいずれかに該当するときは、助成金の返還を命じることができる。
 - ア この要領その他協会が定める事項に違反したとき。
 - イ 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 前項の規定により返還を命じられた会員については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

10 トルクレンチの処分制限

トルクレンチ導入の日から起算して5年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。